

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成30年10月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	40	48	4	85	15	0	192

※上記区分の定義

- 提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。
- 意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。
- 問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応事例

- ▶(都民の声)「中高層建築物」に関する記載について
東京都(都市整備局)と杉並区のホームページそれぞれで規定されている「中高層建築物」に関する記載に違いがあります。間違いであれば文章の修正をお願いします。
- ▶(対応)
このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。
都が所管する建築物(特別区内においては、延べ面積が1万㎡を超える建築物)については、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が適用され、中高層建築物の定義についても、本条例で定められています。
ご指摘のページについて、現記載で間違いはございません。
【補足】
建築紛争予防条例について、特別区内においては、その規模等により、都が所管する建築物と区が所管する建築物に違いがあります。
都所管の建築物については東京都の条例が適用され、各区所管の建築物については各区が定めた条例が適用されます。そのため、中高層建築物の定義についても、区ごとに違い(特色)があります。
杉並区のホームページにある中高層建築物の説明文は、杉並区の条例が適用される建築物(杉並区内にある、延べ面積が1万㎡以下の建築物)の定義について記載されたものです。